| | |
|---|---|
| 昭和五年四月一日以前に生まれた者 | 一・二〇四 |
| 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二一四 |
| 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二四〇 |
| 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二四六 |
| 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二四六 |
| 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二五一 |
| 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二六一 |
| 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 | 一・二七二 |
| 昭和十三年四月二日以後に生まれた者 | 一・二七六 |

第四条の見出しを「（平成二十三年度における従前額改定率の改定等）」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九九三」を「〇・九八六」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで | 〇・九三四 |

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第四条**　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「物価変動率（法第七十二条の三第一項に規定する物価変動率をいう。）が一を下回る場合にあっては、当該物価変動率」を「総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この条において「物価指数」という。）が平成十七年（平成十六年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第七十八条第二項に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その低下した比率」に改める。

**附　則**

（施行期日等）

**第一条**　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第二条の規定は、平成二十二年度以後の国家公務員共済組合法第七十九条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について適用する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

**第二条**　平成二十三年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

---

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

**政令第五十九号**

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十四条の二第五項、第四十四条の三第四項、第八十一条第三項及び第五項、第八十二条第二項並びに第百四十二条第二項並びに第百五十八条の二、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十一項及び附則別表並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第四条第二項及び第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

**第一条**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるものは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。

（平成二十二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正）

**第二条**　平成二十二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第一項中「平成二十二年四月分」を「平成二十三年四月分」に、「平成二十一年五月三十一日」を「平成二十二年五月三十一日」に、「平成二十一年六月一日」を「平成二十二年六月一日」に改める。

第二項中「平成二十一年六月一日」を「平成二十二年六月一日」に、「四・七七五」を「四・七四二」に改める。

第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十三号）第三条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第五十九号）第二条」に、「平成二十一年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」を「平成二十二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」に、「平成二十年六月一日」を「平成二十一年六月一日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第三条**　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同条第一項中「平成十八年四月以後」を「平成二十三年四月以後」に改め、同項の表第一号中

| | |
|---|---|
| 平成二十三年三月まで | 〇・九九一 |

を

| | |
|---|---|
| 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで | 〇・九九一 |
| 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで | 〇・九八八 |

に改め、同表第三号中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、